

一般社団法人TDM品質管理機構定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人TDM品質管理機構と称する。

(目的)

第2条 この法人は、TDM (Therapeutic Drug Monitoring) の品質管理について広く研究し、品質を均てん化する事業を行うことにより、医療に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) TDM品質の調査・研究事業
- (2) TDM品質管理の普及・啓発事業
- (3) TDM関連技術の供与・コンサルティング事業
- (4) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(公告)

第5条 この法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、一般会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会（以下、「総会」という。）において別途定める年会費及びサーベイランス調査実施ごとに参加費を納入しなければならない。

(退社)

第9条 会員は、退会届を書面又は電磁的記録により理事長に提出し、任意に退社することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退社したものとみなす。

- (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 年会費を2年度分滞納したとき。
- (3) 総社員（一般会員）の3分の2以上が同意したとき。
- (4) 本人が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 除名

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての一般会員（社員）をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) 年会費及びサーベイランス調査参加費の額
- (8) 長期借入金
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総一般会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する一般会員から理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、各会員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長の指名により当該総会において出席した一般会員の中から選出する。ただし、理事長不在のときは一般会員の互選により選出する。

(決議)

第18条 総会における決議事項は、定款第16条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（一般会員）の議決権の過半数を有する社員（一般会員）が出席し、出席した社員（一般会員）の議決権の過半数をもって行う。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員（一般会員）は、その決議に加わることができない。

4 各社員（一般会員）は、各1個の議決権を有する。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない一般会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その一般会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、その会議において出席した一般会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会により定める。

(職務)

第23条 理事長は、法上の代表理事とし、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人

を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、法上の業務執行理事とし、理事会において別に定めるところにより理事長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第25条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第26条 総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の額は、総会の決議により別に定める基準による。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を5日以内に発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、各役員に対して会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 議決に際し、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 年会費及び参加費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 事業計画及び収支予算は総会に報告する。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する収支予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経るものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 理事長は、毎事業年度終了後、事業報告及び附属明細書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細書、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会へ提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第40条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第43条 事務局には、次に掲げる書類を備えておかなければならない。

(1) 定款及び各規則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 定款第20条で規定する総会の議事録

(5) 定款第33条で規定する理事会の議事録

(6) 定款第39条で規定する書類

(7) 監査報告書

(8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(10) 職員の給与の基準を記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は帰属させるものとする。

第9章 雑則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所

氏名 谷川原祐介

住所

氏名 江川裕人

住所

氏名 増田智先

(設立時の役員)

第49条 この法人の設立時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 谷川原祐介、江川裕人、栄田敏之、高原史郎、増田智先、湯沢賢治

設立時監事 打田和治、竹内裕紀

設立時代表理事 谷川原祐介

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、定款第41条の規定にかかわらず、成立の日から当該年の5月31日までとする。

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項については、すべて法その他の法令の定めるところによる。